

京都市人権文化推進計画

令和8年度事業計画

京 都 市

◆「京都市人権文化推進計画【改訂版】」における各重要課題等 一覧

I 重要課題別の取組

- 1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり
- 2 子どもを共に育む社会づくり
- 3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり
- 4 障害のある人の人権尊重と互いに支え合うまちづくり
- 5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組
- 6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重
- 7 安心して働き続けられる職場づくり
- 8 感染症患者等の人権尊重
- 9 犯罪被害者等の人権尊重
- 10 刑を終えて更生を目指す人
- 11 ホームレスの人権尊重と自立支援
- 12 高度情報化社会における人権尊重
- 13 L G B T等の性的少数者の人権尊重
- 14 様々な課題
- 15 複数課題に関連する事業

II 教育・啓発、相談・救済の取組

- 1 教育・啓発
- 2 相談・救済

III 計画の推進に関する取組

- 1 推進体制と職員研修
- 2 関係機関、関係団体との連携
- 3 進行管理と評価

※ 本資料では、局の名称を略表記しています。正式名称は以下のとおりです。

総企＝総合企画局

文市＝文化市民局

環境＝環境政策局

保福＝保健福祉局

子若＝子ども若者はぐくみ局

教育＝教育委員会事務局

「京都市人権文化推進計画 令和8年度事業計画」について

◆ 概要

京都市人権文化推進計画（以下「同計画」といいます。）は、第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（人権施策の推進）、第4章（計画の推進）からなっており、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。

同計画の進行管理については、第2章から第4章までを対象としており、本事業計画は、令和8年度の以下の事業について、それぞれの具体的な内容を掲載しています。

◆ 令和8年度事業計画における取組事業数 456事業（別紙：全事業一覧） （内訳）

新規事業数	9事業
改善・充実事業数	5事業
継続事業数	442事業

＜参考＞令和7年度事業計画における取組事業数 454事業

新規事業数	8事業
改善・充実事業数	6事業
継続事業数	440事業

1 新規事業一覧（9事業）

事業名	別紙 頁/No.
(1) 世界から選ばれるまちに向けた調査及び相互理解・相互尊重の促進	P 1 No.7
(2) ケアラーに対する包括的な支援体制の構築	P 5 No.8 9
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの充実	P 8 No.1 5 8
(4) ICTを活用した介護予防ケアマネジメントの強化	P 8 No.1 5 9
(5) 子どもの性被害防止のための設備等購入支援	P 10 No.1 9 4
(6) 養育費確保等支援事業	P 10 No.1 9 5
(7) 一時保護専用棟における運営体制強化事業	P 10 No.1 9 6
(8) 不登校支援・多様な子どもを包摂する学校づくり調査研究事業	P 22 No.4 3 2
(9) 人権に関する市民意識調査の実施	P 2 No.3 5

◆新規事業の概要（主な事業のみ）

（１）世界から選ばれるまちに向けた調査及び相互理解・相互尊重の促進（多文化／総企）

<事業目的>

「京都基本構想」では、世界中から突き抜けた人材が集まるよう、多様性と包摂性をさらに高めることを掲げている。また、本市外国籍市民数が、過去最多を更新する中、令和7年度に実施した実態調査では、日本人と外国籍市民の交流拡大や、外国籍市民に京都のルール・マナー等をより丁寧にお伝えし、相互理解・相互尊重を促進することの必要性を確認したところである。

そうした状況を踏まえ、外国籍市民が地域に調和しながら安心して快適に暮らし、活躍できる環境を整えるとともに、世界から多様な人材や企業を引き付け、京都のまちの活力につなげることを目的に事業を実施する。

<事業計画>

- 1 世界中から突き抜けた人材が集まるまちとなるためのクリエイティブ人材等の調査
多彩な人材が世界から京都に集い、京都で交わり、様々な価値を生み出していただくための取組を検討・推進するため、クリエイティブ人材などの実態把握や、受入れに当たっての課題などに関する調査を行う。
- 2 市民団体との連携等による相互理解・相互尊重の意識醸成
在住外国人コミュニティを含む市民団体によるネットワークづくりや活動の支援を通じて交流機会等の充実を図る。また、生活ルールなどを含む京都での暮らしに必要な情報をリーフレットでまとめ、転入時等に配布することにより全市的な周知を図る。

（２）ケアラーに対する包括的な支援体制の構築（男女・子ども・高齢者・障害者・多文化・職場づくり・複数課題・教育啓発・相談救済／保福）

<事業目的>

「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」の下、これまでから高齢、障害、子ども・子育て、若者、企業、労働者、外国籍市民等への支援など、重層的支援体制の下で関係機関が連携し、ケアを必要とする方やケアラーへの支援を行ってきた。

一方で、令和7年度に実施した実態把握のためのアンケート調査や個別での意見聴取等においては、一元的な情報発信・相談体制や、ケアラーの話を聞き、共感し、理解する相談窓口を求める声が上がっている。また、市内の中小企業においては、本市の福祉制度等の相談窓口等を知らない企業も一定数ある。

このため、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現できる社会の実現に向け、ケアラーに対する包括的な支援体制の構築やケアラー支援に関する広報・啓発に取り組む。

<事業計画>

- 1 ケアラーに関する包括的な相談窓口の設置（令和8年7月頃開始予定）
ケアラーの相談を包括的に受け止め、必要な情報の提供や支援につないでいくため、ケアラーに関する相談窓口を設置する。また、当該窓口を通じて当事者や支援者が作る居場所やピアサポートにケアラーをつなぐことや、ケアラー（元ケアラー）の活躍の場を見出すための情報提供、ケアラー支援に関する情報収集や調査・研究につなげる等の取組も実施。
- 2 機運醸成に向けた周知啓発、情報発信
ケアラー支援に係るポスターやリーフレットの掲出、動画の放映等により、周知啓発を実施する。また、関係団体とも連携し、市民や関係機関等を対象とした研修や、中小企業向けの福祉制度の説明会等を開催する。

〔3〕介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの充実（高齢者・障害者／保福）

＜事業目的＞

介護需要の増加と担い手不足を背景に、高齢者が要支援者等になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業（※）（以下「総合事業」という。）では、より多様な主体の参画・サービスの充実が一層求められている。

具体的には、自治会・町内会などの地縁団体や、NPO等の有償ボランティアなどによる、地域の実情に応じた必要な家事援助や日常生活でのちょっとした困りごとへの支援などのサービスが挙げられる。

しかしながら、全国的に、要支援者等に対するサービスの提供はヘルパー等の専門職によるものが大半を占めるなど、こうした住民等の多様な主体の参画が進んでいない状況にある。

これらを踏まえて、健康寿命が延伸し、高齢期にあっても地域のために働きたい方も多い中、活動に踏み出す後押しとなる制度を整え、市民が主体的に地域の高齢者を支援する取組を広げていく必要がある。

※ 地域の実情に応じて、住民による支え合い活動等、多様な主体によるサービスを実施する事業

＜事業計画＞

要支援者等の高齢者の日常の困りごとについて、地域における多様な主体による支え合い活動を推進していくため、総合事業において、市民主体のボランティアによる生活支援活動に対する補助制度を新たに実施する（令和8年5月から申請受付開始予定）。

1 対象団体

市民の主体的な活動として、要支援者等の居宅において生活支援（買物、掃除、庭仕事、電球交換、移動支援など）を提供する法人又は任意団体

2 補助対象経費（(1)、(2)は活動回数等に応じて、月当たり定額又は実費（上限あり）を補助）

(1) 人件費（利用者の利用調整等を行う者に対する人件費）：活動回数に応じて、月当たり定額
1,000～5,000円

(2) 活動費（ボランティア謝礼、通信運搬費、物品購入費、ボランティア保険料等）：活動回数に応じて、月当たり上限5,000円～15,000円 ※車両による移動支援を行う場合は、月当たり10,000円～30,000円

(3) 新規立ち上げに要する費用：団体を立ち上げた年度に限り上限5万円

(4) ICTを活用した介護予防ケアマネジメントの強化（高齢者・障害者／保福）

<事業目的>

介護予防ケアマネジメントは、高齢者自身の選択に基づき、心身の状況や環境等を踏まえながら、ケアプランの作成などのサービス提供の支援を行うもので、市内61カ所の地域包括支援センター等において実施しているが、現状では、生活機能の改善可能性を十分に把握できず、介護保険サービスの継続利用を前提とした「お世話型」のケアプラン作成が常態化しているという課題がある。しかしながら、要支援者等の多くは機能低下が固定した状態ではなく、心身の予備能力が低下した「フレイル」の段階にあり、適切な支援により要介護状態への進行防止や機能回復が十分に可能である。

ICTの活用により要支援者等の改善可能性に着目した自立支援型ケアマネジメントへの転換を図り、再自立を目指すサービス利用を促進することで、対象者の心身機能の回復を後押しし、住み慣れた地域で望む暮らしが継続できるよう支援する。

<事業計画>

公募で選定する3カ所の地域包括支援センターにおいて、(株)オムロンが提供するICT「ハレクルWith」を令和8年5月から試行的に導入することで、高齢者の生活機能の改善可能性に着目したアセスメントや個別性の高いケアプランの作成等を支援し、再自立を目指すサービスの利用促進や、身体機能の改善による再自立者の増加に繋げる。

また、自身の望む暮らしを送ることによる高齢者の主観的幸福感（ウェルビーイング）の向上効果等を検証の上、全市展開を目指す。併せて、ケアマネジメントにおける検討過程や事務作業の効率化による、多忙な地域包括支援センター職員の業務負担軽減の効果についても検証を行う。

参考：「ハレクルWith」の先行導入自治体（大分県、石川県小松市など）では、再自立を目指すサービスの利用者増加、それによる介護給付費の抑制効果や要支援・要介護認定率の低下、ICTの活用による職員の業務負担の軽減効果等が確認されている。

(5) 子どもの性被害防止のための設備等購入支援（子ども／子若）

<事業目的>

令和6年6月に「学校設置者等及び民間教育保育者等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」、いわゆる「子ども性暴力防止法」が成立・公布され、令和8年1月に「子ども性暴力防止法施行ガイドライン」が作成された。ガイドラインでは、児童への性暴力等を未然に防止する観点から、防犯カメラの設置をはじめとした施設・事業所環境整備の重要性が示されていることから、保育施設等を運営する事業者に対し、性被害防止対策のための設備・備品の購入等に要する費用の一部を助成し、子どもへの性被害防止対策を推進する。

<事業計画>

保育施設等を運営する事業者に対し、以下のとおり性被害防止対策のための設備・備品の購入等に要する費用の一部を助成し、子どもへの性被害防止対策の推進を図る。

- ・補助基準額（上限）・補助率

1施設当たり10万円・補助率3/4（国1/2、市1/4）

※ 学童クラブについては1クラス当たり

- ・補助対象経費

パーテーション、簡易更衣室、カメラ及び人感センサーライト等の設備の購入や更新に係る費用

(6) 養育費確保等支援事業（子ども／子若）

<事業目的>

「ひとり親家庭等」については、経済的に厳しい状況にある家庭が多く、安心して仕事や子育てをすすめるうえで、必要な資金の確保が極めて重要であることから、本市では、これまでから「京都市ひとり親家庭支援センター（ゆめあす）」における無料法律相談等を実施し、養育費等をはじめとする各種法律相談に依拠してきた。

このたび、養育費に係る取決め及び履行率の向上等を目的とした養育費に関する民法等改正（令和8年4月施行）に合わせ、ひとり親家庭等への支援の更なる充実を図るため、「養育費確保等支援事業」を実施する。

<事業計画>

離婚後の父母が養育費を確実に受け取ることができるよう、新たに養育費の取決め及び履行確保に係る費用等の補助を行う「養育費確保等支援事業」を開始する。

1 養育費の取決めに係る費用補助

(1) 公正証書等による債務名義の作成支援

公正証書等による債務名義を作成するための費用支援を行う（公証人手数料等及び戸籍謄本等添付書類取得費用等の補助 上限3万円）。

(2) 裁判外紛争解決手段（ADR）の活用支援

裁判外紛争解決手段（ADR）を利用した調停に係る費用援助を行う（申立料及び期日手数料等に相当する費用を補助 上限5万円）。

2 養育費の履行確保に係る費用補助

養育費権利者が保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した費用支援を行う（初回保証料として申請者が負担した費用の補助 上限5万円）。

(7) 一時保護専用棟における運営体制強化事業（子ども／子若）

<事業目的>

児童福祉法に基づき、本市で設置運営をしている一時保護所（定員32名）では、保護児童数の増加や一人当たりの平均保護日数の長期化等により定員超過が発生し、対策が喫緊の課題となっている。また、国が示す社会的養護の理念である「家庭養育優先の原則」を踏まえ、児童の健全な発達には一時保護においても家庭的な環境での養育が重要であることに加え、子どもの権利保障の観点でも、児童の外出や行動の制限は児童の安全の確保が図られ、一時保護の目的が達成される範囲で必要最低限とする必要がある。

この状況を踏まえ、個々の状況に応じて様々な一時保護環境を確保できるよう、児童養護施設等の専門性を活かし、一時保護専用棟の整備を行う必要があるため、児童養護施設等の本体定員とは別で設置される一時保護専用棟を運営する人員数について、円滑な運用を行える体制を確保する。

<事業計画>

児童養護施設等で一時保護専用棟を設置する場合に、一時保護専用棟のみで円滑な運用を行える体制を確保することを目的として、国基準に加えて配置する職員の人件費相当の補助を行うことで、本市の一時保護児童の受入体制の充実及び個々の児童の状況に応じた適切な一時保護の実施を図る。

令和8年度に市内児童養護施設等のうち1か所に一時保護専用棟を設置し、補助を開始する。具体的には、一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを実施するユニットとして一時保護専用棟を設置する場合に、国基準の職員配置（児童指導員2名及び管理宿直等職員（非常勤可）1名）に加えて常勤職員（児童指導員）2名分の人件費相当の補助を行う。

(8) 不登校支援・多様な子どもを包摂する学校づくり調査研究事業（子ども／教育）

<事業目的>

不登校児童生徒の増加を踏まえ、文部科学省では不登校対策「COCOLOプラン」において、校内教育支援センター（本市呼称：校内サポートルーム）の設置促進等、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることとしている。

さらに、国の次期学習指導要領の議論では、校内サポートルームで一人一人の学習状況や行動傾向に基づく個別の指導計画により学習意欲を高め、組織的・計画的に資質・能力の向上につなげる等、普通教室と校内サポートルームで複層的に包摂することを新標準とする方向性が示されている。

こうした中、校内サポートルームにおいて学習支援等を担う子ども支援コーディネーターの体制充実を図るとともに、本市の不登校児童生徒支援施策の現状調査を行い、更なる支援施策の充実と在籍校で安心して学習・相談できる、多様な子どもを包摂する学校づくりを目指していく。

<事業計画>

1 校内サポートルームの体制充実

17の中学校ブロックに27名配置している不登校児童生徒の支援を行う子ども支援コーディネーターを、令和8年度は18の中学校ブロックに32名（+5名）配置し、体制充実を図る。

2 不登校施策の調査・分析・研究委託

外部の専門的な知見や客観的な視点を取り入れた不登校施策についての調査（市立学校、市内関係機関等、市立学校児童生徒及び保護者）及び分析等を行い、施策の効果や課題を整理するとともに、調査結果の分析や他都市事例調査、国の次期学習指導要領の議論等も踏まえながら、本市不登校施策の充実と多様な子どもを包摂する今後の学校づくりの在り方を検討する。

(9) 人権に関する市民意識調査の実施（進行・評価／文市）

<事業目的>

現行の「京都市人権文化推進計画」の計画期間が令和9年度末で満了となるため、次期計画の策定に向け、市民の人権に関する意識や関心、具体的な施策のニーズ、人権相談の現状などを調査し、人権施策全般に関する状況を把握する。

<事業計画>

- ・調査対象：市内に居住する18歳以上の市民3,000人（外国籍市民を含む）を住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査期間：2週間程度
- ・調査手法：郵送により対象者へ調査書類一式を送付
回答方法は、返信用封筒により返送もしくはWEBフォームで回答

2 改善・充実事業一覧（5事業）

事業名	別紙 頁/No.
(1) 海外からの相談対応等受入環境の充実	P 1 No.8
(2) ごみ出しが困難な高齢者への支援の充実に向けた社会実験	P 5 No.86
(3) SRHR (Sexual and Reproductive Health and Rights) に関する取組	P 10 No.185
(4) 地域障害児支援体制強化事業	P 10 No.198
(5) 医療的ケア児等地域支援コーディネート事業	P 11 No.207

◆改善・充実事業の概要（主な事業のみ）

(1) 海外からの相談対応等受入環境の充実（多文化／総企）

<事業目的>

在留外国人の更なる増加が見込まれる中、本市においても、世界から多様な人材や企業を引き付け、外国籍市民が地域に調和しながら安心して快適に暮らせることで、京都のまちの活力につながられる受入環境の充実を図るとともに、外国籍市民との多文化共生に向けた取組の推進が必要である。

そのため、国内外の外国籍の方からの相談対応や行政手続き支援等のための通訳派遣制度を本格実施させるなどの受入環境整備を目的とした事業を行う。

<事業計画>

令和7年度は、来日前から生活イメージを持ち、京都での生活を検討いただくことを目的に、京都に居住する魅力や生活に関する基本情報、問合せフォーム等を掲載したウェブページ「Kyoto Roots.」を開設するとともに、行政通訳相談員を行政窓口等現地に派遣する通訳派遣制度の試行実施を行った。

令和8年度は、国内外の外国籍の方からの相談対応として令和7年度に開設したウェブページの内容拡充や、行政手続き支援等のための通訳派遣制度を本格実施する。

【ウェブページに関する実績】※令和7年12月末時点

- ・「Kyoto Roots.」の新設（11月）、ページビュー数：2,987
- ・「Kyoto Roots.」経由の海外からの相談件数：2件

【通訳派遣に関する実績】※令和7年12月末時点

- ・通訳派遣数：9件

（対応内容について）

発達障害に関する説明、生活保護申請時の制度説明、幼稚園への入園手続方法等

(2) ごみ出しが困難な高齢者への支援の充実に向けた社会実験（高齢者・障害者／環境）

<事業目的>

更なる高齢化の進展や単身世帯の増加等により、ごみ出しが困難な高齢者の増加が見込まれている。また、生産年齢人口が減少し、担い手不足の顕在化が見込まれる中、将来に渡って家庭ごみの収集を効率的かつ安定的に実施していくためには、定点収集を維持していく必要がある。

そのため、ごみ出しが困難な高齢者等への支援として実施している、自宅前までごみの収集に何う「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」の要件を緩和し支援の対象を拡大することで、ごみ出しが困難な高齢者等への支援の充実に向けた取組を進める。

<事業計画>

令和9年度以降の全市展開において、安定的かつ円滑なサービスを提供していくために、利用を希望される世帯数や運用上の課題を把握するための社会実験を、対象地域を選定して実施する。

（社会実験の概要）

1 拡充内容

(1) 対象要件の緩和

現在の対象要件のうち、介護保険法による「訪問介護若しくは第1号訪問事業」を「介護保険サービス利用者」、障害者総合支援法による「ホームヘルプサービス利用者」を「障害福祉サービス利用者」にそれぞれ拡充。

(2) 対象品目の拡大

「小型家電」、「古着」、「電池類（リチウムイオン電池を含む）」を対象品目に追加

現行の対象：燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、小型金属類・スプレー缶、雑がみ

2 検証項目

(1) 申請者数（想定との差）

(2) 対象品目の拡大の内容が対象者の要望にかなうものになっているか

(3) その他、全市展開した場合を見据えた運用上の課題

3 対象地域

まち美化事務所ごとに2学区程度

4 期間

令和8年10月～令和9年3月末（予定）

(3) SRHR (Sexual and Reproductive Health and Rights) に関する取組 (感染症/子若)

<事業目的>

これまで、青少年活動センターにおいて、感染症予防及び HIV/AIDS や LGBTQ 等への偏見のない社会を目指し、「セクシュアルヘルス事業」として HIV/AIDS に関連した啓発・理解促進や LGBTQ フレンドリーな施設づくりに取り組んできた。さらに歩を進め、個人の多様な生き方を尊重する社会環境を醸成することを目的に若者が恋愛や結婚、出産を含めた生き方で不利益を被ることなく選択できるよう、「自分の体、性、人生について、自分自身で決めることができる権利」である SRHR (※) に関する事業を実施する。

<事業計画>

SRHR に関する理解の促進と発信、若者が自身の健康やセクシュアリティを考える手助けや相談ができる機会の提供のほか、恋愛を含め他者との関係づくりを豊かにするための取り組みを行う (LGBT かもしれない若者向けの居場所の実施、HIV/AIDS を含む性感染症予防啓発の資材や情報提供、生理用品の配布、ワークショップ、相談機関の紹介など)。また、若者に関わる支援者とともに課題を共有し、学びあえるネットワークづくりを目指す。

※【SRHR の要素】

- ・セクシュアル・ヘルス (性の健康) : 性感染症の予防や治療、安全なセックスなど、性に関わる健康状態。
- ・リプロダクティブ・ヘルス (生殖の健康) : 安全な妊娠・出産、不妊治療、母子保健など、子どもを産むことに関わる健康状態。
- ・セクシュアル・ライツ (性の権利) : 性について誰にも強制されず、自分自身で決める権利。
- ・リプロダクティブ・ライツ (生殖に関する権利) : 子どもを持つか持たないか、持つとしたら何人か、いつ持つかなどを、誰にも強制されず、自分自身で決める権利。

(4) 地域障害児支援体制強化事業 (子ども/子若)

<事業目的>

令和6年4月から施行された改正児童福祉法において、児童発達支援センター (以下「センター」という。) が地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたことを受け、地域における障害児支援の質の向上やインクルージョンの推進等のため、市内9か所の児童発達支援センターを中核として、障害児やその家族への支援といった地域における障害児支援体制の強化を図る。

<事業計画>

令和6年度から、センターを中核として、以下の取組を推進。

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ・高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害児にも対応
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション
 - ・訪問や見学受入れ等を通じた事業所に対する助言・指導
 - ・障害児通所事業所職員向け研修の実施
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核機能
 - ・子育て支援施設に対する訪問
- ④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能
 - ・訪問、来訪対応による保護者への助言・指導

令和8年度は、5歳児健診の開始に伴い、健診後に必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制の整備・強化につながる取組を拡充し、新たに休日の相談会等に対応するための体制を確保する。

(5) 医療的ケア児等地域支援コーディネート事業（子ども／子若）

<事業目的>

医療的ケア児等の支援については、保健、医療、福祉、保育、教育などの支援機関が連携しながら取り組んでいるが、支援の調整に係る保護者や支援機関等の負担が大きい。

そのため、医療的ケア児等の支援に係る以下の課題の解消に取り組むことで、地域における支援体制を向上させ、ひいては保護者・支援機関等の負担軽減を図る。

<事業計画>

本事業は、他の障害福祉施策との連携を図る観点から、行政区をまたいだ一定のエリアを標準的な単位（障害保健福祉圏域）として、医療・福祉分野等に精通する「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」の専門家チームを配置し、実施している。

令和5年度の事業開始以降、順次、実施個所の拡大を行ってきた本事業（※）について、令和8年度は北部エリア（北区・左京区）及び西部エリア（右京区・西京区）まで拡大し、市内すべてのエリアに「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」を配置することで、医療的ケア児等の支援体制の強化を行う。

※ 令和5年度から南部エリア（伏見区（醍醐支所管内を除く。））で実施。令和6年度から中部エリア（上京区・中京区・下京区・南区）及び東部エリア（東山区・山科区・伏見区（醍醐支所管内のみ。））で実施。

○医ケアコーディネーターの全市展開

（現状）12名の配置

（目標）20名の配置（北部・西部で各4名追加）

※障害児福祉計画において、20名の配置を目標設定している。

○医ケア児を受入可能な地域資源の掘り起こし

医ケア児への支援のノウハウを持った事業所等の開拓

（現状）支援機関へのスーパーバイズ、コーディネート支援（年間192件）

（目標） // （年間250件）

○医ケア児等の個々の状況に応じた寄り添った支援の提供

医ケア児の家族が望む保育園等の利用の実現など

（現状）支援機関へのスーパーバイズ、コーディネート支援（年間192件）

（目標） // （年間250件）

医ケア児の実数把握（時系列含め）：R6 277人からの推移を追う

○圏域を超えた支援のネットワークの構築

他圏域での地域資源の活用など

（現状）圏域間で連携して支援に対応した件数：1件

（目標） // : 3件

○医療・福祉・教育等の職種を越えた連携・情報共有の場の構築

顔の見える関係性づくり、地域におけるネットワークの構築

（現状）研修や情報交換会等の開催：全体で年間9回

（目標） // : 全体で年間15回